

大網白里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用を促進することにより交通事故の防止及び被害軽減を図るため、ヘルメットを購入した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号。以下「条例」という。）及び補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「安全基準マーク」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州標準化委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078に限る。）
- (4) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク（CPSC1203に限る。）
- (5) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (6) 前各号に掲げる認証等に類する認証等を受けたマーク等が付与されたものであって、市長が認めるもの

(補助対象ヘルメット)

第3条 補助の対象となるヘルメット（以下「補助対象ヘルメット」という。）は、第6条の規定による申請の日の属する年度に購入したヘルメットであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自転車に乗車する際に頭部を保護することを目的として作成されたもの
- (2) 安全基準マークの表示があるもの
- (3) 購入時に新品のもの（オークション、フリーマーケット等個人間売買により購入されたものを除く。）
- (4) 他の法令等により国又は地方公共団体の負担による給付等を受けていないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象ヘルメットを使用する者であって、次の各号に掲げるいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 補助対象ヘルメットの購入日から補助金の交付を申請する日までの期間において、継続して本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けた実績を有する者でないこと。

- (4) 大網白里市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象ヘルメット1個につき、その購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含み、送料、装飾品代等を除く。）に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、2,000円を限度とする。

- 2 前項の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット1個とし、かつ、1回限りとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大網白里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて、補助対象ヘルメットを購入した日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した補助対象ヘルメットの購入日、メーカー、品名、品番、販売店名及び購入金額を確認することができる書類の写し

- (2) 補助対象ヘルメットの安全基準マークの表示を確認することができるもの

- (3) 補助対象者及び申請者の住民票の写し（個人番号の記載のないもの）

- (4) 補助対象者及び申請者に係る市税に滞納がないことを証する書類

- (5) 振込先金融機関の口座が確認できる書類

- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が未成年者のときは、特別な事情があるときを除き、その保護者（保護者に相当する者として市長が認める者を含む。）が同項の申請を行わなければならない。この場合において、当該申請者は千葉県内に住所を有する者であって、第4条第2号及び第4号に該当するものでなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号に掲げる書類により証明すべき事項について、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大網白里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（実績報告等の特例）

第8条 第6条の規定による補助金の交付の申請をもって、条例第14条に規定する実績報告があったものとみなす。

- 2 前条の規定による補助金の交付の決定通知をもって、条例第15条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

（決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「受領者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2） この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、大網白里市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付取消通知書兼返還命令書（別記第3号様式）により、受領者に通知するものとする。

（調査への協力）

第10条 受領者は、市長がヘルメットの使用状況について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に大網白里市告示で定める様式の規定により調製した用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。